

(別紙)

変更案	現行定款
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 4 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 5 条～第 11 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 12 条～第 17 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 18 条 (現行どおり)</p> <p>(員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 <u>前項の取締役のうち監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="padding-left: 2em;">3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">4 <u>当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">5 <u>補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議の効力は、当該決議後 2 年以内に</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 4 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 5 条～第 11 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 12 条～第 17 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 18 条 (条文省略)</p> <p>(員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は、<u>7</u>名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="padding-left: 2em;">3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。

2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第 23 条 (現行どおり)

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第 25 条 (現行どおり)

(取締役会の決議の省略)

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(新設)

(新設)

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3 取締役会は、その決議によって取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第 23 条 (条文省略)

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第 25 条 (条文省略)

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 27 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第 28 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役が記名押印又は電子署名する。

第 29 条 (現行どおり)

(取締役の報酬等)

第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第 31 条 (現行どおり)

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第 26 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。

(新設)

(取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役及び監査役が記名押印又は電子署名する。

第 28 条 (条文省略)

(取締役の報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 (条文省略)

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役および監査役会の設置)

<p>第 32 条 当社は<u>監査等委員会</u>を置く。</p>	<p>第 31 条 当社は<u>監査役および監査役会</u>を置く。</p>
<p>(削除)</p>	<p>(<u>監査役の員数</u>) 第 32 条 当社の監査役は、5 名以内とする。</p>
<p>(削除)</p>	<p>(<u>監査役の選任</u>) 第 33 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>(削除)</p>	<p>(<u>監査役の任期</u>) 第 34 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(削除)</p>	<p>(<u>常勤監査役</u>) 第 35 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>
<p>(削除)</p>	<p>(<u>監査役会の招集通知</u>) 第 36 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(削除)</p>	<p>(<u>監査役会の決議の方法</u>) 第 37 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>
<p>(削除)</p>	<p>(<u>監査役会の議事録</u>) 第 38 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席</p>

<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p><u>した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第 39 条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p><u>第 40 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第 41 条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は監査役との間で、会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>
<p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p><u>第 33 条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第 34 条 監査等委員会の招集通知は会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

<p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第 35 条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることが</u> <u>できる監査等委員の過半数が出席</u> <u>し、その過半数をもって行う。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第 36 条 <u>監査等委員会の議事については、法令で</u> <u>定めるところにより開催の日時および</u> <u>場所ならびに議事の経過の要領および</u> <u>その結果、その他の事項を書面または電</u> <u>磁的記録をもって議事録を作成する。議</u> <u>事録には、出席した監査等委員がこれに</u> <u>記名押印または電子署名を行う。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(監査等委員会規程)</p> <p>第 37 条 <u>監査等委員会に関する事項は法令また</u> <u>は本定款のほか、監査等委員会において</u> <u>定める監査等委員会規程による。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 38 条 (現行どおり)</p> <p>第 39 条 (現行どおり)</p> <p>第 40 条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 41 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 42 条 (現行どおり)</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 42 条 (条文省略)</p> <p>第 43 条 (条文省略)</p> <p>第 44 条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 45 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 46 条 (条文省略)</p>
<p style="text-align: center;">第 6 章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 43 条～第 46 条 (現行どおり)</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 47 条～第 50 条 (条文省略)</p>

第7章 その他

第47条 (現行どおり)

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

- 1 当社は、取締役会の決議によって、2025年1月開催の定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第7章 その他

第51条 (条文省略)

(新設)

以上